

【無差別殺傷事件等被害者多数事案発生時の犯罪被害者支援の在り方】

- 警察においては、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを行ったりする指定被害者支援要員制度を各都道府県警察で運用しております。被害者多数事案が発生した場合においても、指定要員を集中的に運用するなどして、被害者支援を適切に実施することのできる体制を確保しています。
- 二点目についてですが、各都道府県警察においては、個別の事案に応じて、他の関連する都道府県警察に対して適切に連絡調整、協力依頼等がなされており、被害者多数事案に際しても、同様の対応を行っているところであります。
- また、これも被害者多数事案に限られるものではございませんが、警察においては、医療機関、地方公共団体の担当部局等との連携を適宜行い、多岐にわたる被害者の方のニーズに即した対応がなされるよう努めております。
- このほか、警察職員が支援に深く関わる中で精神的に強い負荷を受けることにより、適切な支援活動を継続することが困難になってしまうおそれもあることから、警察職員が支援活動に専念できるよう、組織的なサポートを行っております。